所在地　不明
指定番号　ＤＥ－10
指定の有効期間　平成27年10月30日から平成30年10月29日までの間
指定の根拠となる条項　第四条第一項第一号及び同項第二号ハ
その他参考となるべき事項　不明

11　名称　センデロ・ルミノソ（輝く道）(Shining Path (SL) (Sendero Luminoso))
別名　不明
旧名称　不明
所在地　不明
指定番号　ＤＥ－11
指定の有効期間　平成27年10月30日から平成30年10月29日までの間
指定の根拠となる条項　第四条第一項第一号及び同項第二号ハ
その他参考となるべき事項　不明

12　名称　アル・アクサー殉教者旅団（Al-Aqsa Martyr's Brigade）
別名　不明
旧名称　不明
所在地　不明
指定番号　ＤＥ－12
指定の有効期間　平成27年10月30日から平成30年10月29日までの間
指定の根拠となる条項　第四条第一項第一号及び同項第二号ハ
その他参考となるべき事項　不明

13　名称　ババル・カルサ（Babbar Khalsa）
別名　ババル・カルサ・インターナショナル（Babbar Khalsa International）
旧名称　不明
所在地　不明
指定番号　ＤＥ－13
指定の有効期間　平成27年10月30日から平成30年10月29日までの間
指定の根拠となる条項　第四条第一項第一号及び同項第二号ハ
その他参考となるべき事項　不明

14　名称　国際シーク青年連盟（International Sikh Youth Federation (ISYF)）
別名　不明
旧名称　不明
所在地　不明
指定番号　ＤＥ－14
指定の有効期間　平成27年10月30日から平成30年10月29日までの間
指定の根拠となる条項　第四条第一項第一号及び同項第二号ハ
その他参考となるべき事項　不明

15　名称　ハマス（ハマス・イッザッディーン・アル・カッサームを含む）(Hamas (including Hamas-Izz al-Din al-Qassem))
別名　不明
旧名称　不明
所在地　不明
指定番号　ＤＥ－15
指定の有効期間　平成27年10月30日から平成30年10月29日までの間
指定の根拠となる条項　第四条第一項第一号及び同項第二号ハ
その他参考となるべき事項　不明

16　名称　コロンビア自警軍連合（United Self-Defence Forces／Group of Colombia （AUC））
別名　アウトデフェンシャス・ウニダス・デ・コロンビア（Autodefensas Unidas de Colombia）
旧名称　不明
所在地　不明
指定番号　ＤＥ－16
指定の有効期間　平成27年10月30日から平成30年10月29日までの間
指定の根拠となる条項　第四条第一項第一号及び同項第二号ハ
その他参考となるべき事項　不明

17　名称　コロンビア革命軍（Revolutionary Armed Forces of Colombia (FARC)）
別名　不明
旧名称　不明
所在地　不明
指定番号　ＤＥ－17
指定の有効期間　平成27年10月30日から平成30年10月29日までの間
指定の根拠となる条項　第四条第一項第一号及び同項第二号ハ
その他参考となるべき事項　不明

18　名称　国民解放軍（National Liberation Army (ELN)）
別名　不明
旧名称　不明
所在地　不明
指定番号　ＤＥ－18
指定の有効期間　平成27年10月30日から平成30年10月29日までの間
指定の根拠となる条項　第四条第一項第一号及び同項第二号ハ
その他参考となるべき事項　不明

○外務省告示第三百八十八号

平成二十七年二月五日にキエフで署名された投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定について、ウクライナは、同協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行い、我が国はこれを平成二十七年七月六日に受領した。我が国は、平成二十七年十月二十七日に同協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行い、ウクライナはこれを同日に受領した。よって、同協定は、その第二十八条1の規定に従い、平成二十七年十一月二十六日に効力を生ずる。

平成二十七年十月三十日　　外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百八十九号

外務省告示平成十三年第三百三十二号及び平成二十七年第三百五十七号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第一二六七号、第一九八八号及び第一九八九号に基づき設立された理事会委員会が平成二十七年十月二日に行った決定に基づき、同理事会決議第一二六七号4（b）、第一三三三号8（c）、第一三九〇号2（a）、第一九八八号1（a）及び第一九八九号1（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を別表のとおり改正する。

平成二十七年十月三十日　　外務大臣　岸田　文雄

別表の7145.、7156.、7167.、7178.及び7189.を追加する。